

VOC 排出抑制で税制優遇 環境省



環境省は6月1日から、規制対象となる揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制設備を取得した際の税制優遇措置を開始しました。所得税・法人税の初年度の特別償却は14%、固定資産税の課税標準は6分の1、事業所税の資産割の課税標準は4分の1としています。既存の処理装置に代えて設置するもので効果が著しく高いものについては、固定資産税の課税標準は2分の1。対象は、大気汚染防止法に規定するVOC排出施設に設置する設備及び付属設備で、直接燃焼、触媒燃焼、蓄熱燃焼、吸着処理、冷却凝縮、吸収分離、密閉の各装置となっています。

当社では、大気・土壌・水質等のVOC分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料:2005年6月17日付 環境g00

総務箇所 横山美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

